

# 御船町農業委員会会議録

令和5年2月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和5年2月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 13時28分～14時08分

2. 場 所 御船町保健センター2階研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 5 番 藤岡 雅子

農地利用最適化推進委員 10名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条について

7 報告第5号 耕作証明書について

8 報告第6号 合意解約について

9 報告第7号 和解の仲介について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですが、始めさせていただきます。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、5番 藤岡委員から欠席の連絡を受けており、14番 吉田委員から遅れるとの連絡を受けております。欠席者2名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立しますことを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員10名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、2月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく願いいたします。

議長 はい、こんにちは。空調の加減はよろしいでしょうか。早速ではありますが、始めさせていただきます。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。3番 坂本委員、4番 野田委員よろしく願いをいたします。それでは、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。  
令和5年2月10日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。  
2ページをお願いします。今日は、5件の申請が上がっております。順番に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：3,081 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

2筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：3,079 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：3,092 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人の住所・氏名は同上です。田3筆計9,252 m<sup>2</sup>

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積：832 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：4,686 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：42 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △  
〇〇 〇〇

後 6 筆ありますけれど、長くなりますので読み上げは割愛させていただきます。合計で、畑の 7 筆 2,026 m<sup>2</sup>になります。

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田

面積：3,011 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △  
公益財団法人 熊本県農業公社  
理事長 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：427 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：、譲受人の住所・氏名は同上です。

田 2 筆 3,438 m<sup>2</sup> 以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。筆数は多いですけど、5 件となっております。それでは、申請番号①について担当の坂本委員説明をお願いいたします。

3 番

はい。1 月 27 日に大森推進委員と申請人と事務局と現地確認を行いました。譲渡人と譲受人の名前を見て判るように、親子間の生前贈与になります。以前も 2 筆の申請があり、今回は田の 3 筆になっております。説明資料の 4 ページの地図をお開きください。右側の広い道が、元のカントリーエレベーターに行く道です。矢形川の下高野橋の近くで、川の左岸になります。3 反物の 3 枚ということです。5 ページの写真のように、水稻を作付け後の裏作はありません。息子さんへの生前贈与ということで何ら問題ないと考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議 長  
3 番  
議 長  
全委員  
議 長
- はい、ありがとうございました。息子さんは非農家ですか。定年退職された後、嘱託で勤められているようです。これまでも、田植から稲刈りまでされていました。
- それでは、ご意見・ご質問他にございますか。
- ありません。
- それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の渡邊委員説明をお願いいたします。
- 10 番
- 1月30日に、上田推進委員と事務局と申請人とで現地確認を行いました。まずは場所の説明をいたします。説明資料の8ページをお願いします。国道445号線を山都町方面へ向かいまして、滝尾橋を渡ってすぐ右手にある農地になります。9ページをお願いします。現地の写真がありますが、水田として管理されており、譲受人が耕作されており、7ページに戻ってください。第2項1号から7号までの該当する要件は全て充たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
- 議 長
- はい、ありがとうございました。ご意見・ご質問にございますか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③について担当の野田委員説明をお願いいたします。
- 4 番
- はい、1月30日に上田推進委員と申請人と事務局と現地確認を行いました。場所は、吉無田高原の一画で、県道の田代御船線と大規模林道の接する交差点の近くになります。牧草地や畑が点在するところです。譲受人が牧草地を探していて、譲渡人が譲ってもいいということで、話がまとまりました。現地は、13ページの写真のとおり雑草が生えていますが、現在は刈り取られています。11ページをお願いします。第2項第1号から第7号に該当する要件は全て充たしており、許可相当と判断しますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。
- 議 長
- はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見はございませんか。
- 全委員  
議 長
- ありません。
- それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について徳永委員の担当ですので、説明をお願いします。

- 9 番 はい。これまでも何度か出てまいりました場所になります。残りの農地の申請ということで上がっております。1月27日川地推進委員と譲受人と事務局と現地確認を行いました。16ページをお願いします。申請地と書いてある周りは、殆ど譲受人が耕作されていてその残りが今回申請されました。7筆ありまして、併せて2反ほどになります。既にマルチを張ってジャガイモが植わっております。写真は判り辛いので地図をご覧ください。最終的に2町8反位の広大な畑になります。作物としては、ジャガイモを栽培していくということです。何ら問題はございません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。只今の説明では、申請前からマルチを張ってあったということですが、貸借関係にあったのでしょうか。
- 9 番 1月には、マルチが張ってありました。
- 議長 事務局に問い合わせがありましたか。
- 事務局 確認が取れてから、報告したいと思います。
- 議長 申請前に重機を入れて荒地を拓くという行為は、どうなりますか。
- 事務局 耕作放棄地の解消をされていたのは、間違いありません。
- 議長 今日審議しているのに、既に植栽しているのはいかがなものかと思いますが。小作契約を結んでいるのであれば、問題ないのでしょうか。順序を踏んでからにするよう、事務局から一口釘を刺しといてください。
- 事務局 事実確認をしてからにしたいと思います。
- 9 番 申請人とは、時々農地の関係でお会いしますので、私からも言っておきます。
- 議長 よろしく申し上げます。他に、ご意見・ご質問ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について担当の福島委員説明をお願いいたします。坂本委員は、当事者ですので退席をお願いします。
- 12 番 1月27日に申請人と事務局と現地確認を行いました。現地に

つきましては、20 ページを見て頂くと、国道 445 号方面から矢形川に架かる下高野橋を渡った付近の 2 筆になります。現地の写真は 21 ページにあります。稲作が行われた後、牧草が植わっております。農業公社が譲渡人ですけれども、公社との割賦販売契約の支払いが昨年完了したということで、3 条申請に至っております。19 ページをご覧ください。第 2 項の 1 号から 7 号まで全て要件は充たしており、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。元々譲受人が耕作されていたのですか。

12 番 そうです。詳しく申し上げますと、10 年前に農業公社から分割払いで購入され、昨年完納したということです。その後、3 条申請をすることが条件になっていたということです。

議 長 ご意見・ご質問ございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。坂本委員の着席を許可します。それでは、議案第 5 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 4 ページをお願いします。

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
今月は、所有権移転の申請が 2 件上がっております。順番に読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：628 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △

株式会社 〇〇〇〇

転用目的：特定建築条件付売買予定地

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積：337 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

## 2 筆目

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積：102 m<sup>2</sup>  
譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名は同上です。畑 2 筆  
計 439 m<sup>2</sup>になります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から、  
担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9 番 はい。この案件の転用目的は、特定建築条件付売買予定地にな  
ります。1 月 27 日に川地委員と事務局と申請人とで現地を確認  
しました。場所は説明資料の 27 ページをご覧ください。小  
坂小学校の近くになります。転用面積は 628 m<sup>2</sup>になります。現  
在は、譲渡人が家庭菜園として利用されているくらいです。申  
請地は第 2 種農地です。付近は宅地が広がり静かな環境で、宅  
地に適しているということで申請に至りました。2 年を目途に  
事業を完了する計画です。一般基準の 1 項から 10 項まで何ら  
問題なく、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろし  
くお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、皆さんご質問・ご  
意見ございませんでしょうか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。  
続きまして、申請番号②についても徳永委員説明をお願いいた  
します。

9 番 はい。1 月 27 日に川地委員と事務局で現地を確認しました。  
場所は、説明資料の 33 ページをご覧ください。小坂橋から上  
がってきて、十字路を左折し 70m から 80m 位のところになり  
ます。申請地は、複雑な形にはなっています。現在は、耕作さ  
れていません。面積は、439 m<sup>2</sup>になります。町道から少し離れ  
ていますが、給水・排水についても問題無く、一般基準の 1 項  
から 10 項まで適当と思われ、許可相当と判断いたします。皆  
様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、皆さんご質問・ご  
意見はございませんか。

13 番 最近できた建物の裏側になりますか。

9 番 〇〇委員が大根や〇〇さんがキャベツを作っている農地の近  
くになります。

2 番

2筆目の方ですが、家庭菜園用敷地となっておりますが、宅地で申請しなければならないのですか。

事務局

固定資産上では、宅地扱いとなります。

議長

家庭菜園として購入することは、認められるのですか。

事務局

あくまでも、宅地として取得することになります。

議長

それでは、他に質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第6号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和5年2月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。  
7ページをお願いします。新規分の利用権設定等状況一覧表です。今月は7件です。合計値のみ読み上げます。田の23,833㎡、計の23,833㎡です。続いて8ページです。再設定分の利用権設定等状況一覧表になります。15件あります。合計値のみ読み上げます。田の31,059㎡、畑の1,952㎡、計の33,011㎡です。9ページをお願いします。こちらは、農業公社をとおした貸し借りの分になります。田の8,618㎡、計の8,618㎡です。続いて10ページです。所有権移転関係分になります。田の3,516㎡、畑の98㎡、計の3,614㎡です。続いて、11ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年2月10日提出 上益城郡御船町

12ページをお願いします。令和5年第2回農用地利用集積計画総括表になります。今月分から読み上げます。田の63,510㎡内再設定が31,059㎡、畑の1,952㎡内再設定が1,952㎡、計の65,462㎡内再設定が33,011㎡です。

所有権移転です。田の3,516㎡、畑の98㎡、計の3,614㎡です。続いて右側の本年累計です。田の128,549㎡内再設定が43,954㎡、畑の4,644㎡内再設定が1,952㎡、計の133,193㎡内再設定が45,906㎡です。所有権移転です。田の3,516㎡、畑の98㎡、計の3,614㎡です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

全委員  
議 長 ありません。

事務局 それでは、ご了解いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして報告事項ですけれども、通して事務局の説明をお願いします。

議案書の 13 ページをお願いいたします。

報告第 5 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和 5 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会

14 ページから 16 ページにかけて前月分の、耕作証明書の写しを添付しておりますのでご確認をお願いします。続いて 17 ページをお願いします。

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 5 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会

今月は 12 件合意解約が出ております。18 ページから 23 ページに載せておりますので、ご確認をお願いします。続いて 24 ページです。

報告第 7 号 農地法第 25 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり和解の仲介を行ったので、報告する。

令和 5 年 2 月 10 日提出 御船町農業委員会

前々回、和解の仲介について審議していただき、選任された仲介委員さんと 1 月 17 日に現地立会にて和解の仲介を行っております。和解の仲介については、打ち切りとしております。25 ページに関係者 3 名の氏名を記載した、和解の仲介の打切決定通知書の写しを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。詳細については、森田委員から説明をお願いいたします。

7 番 現地で、先ず申立人と被申立人から意見を聞きました。申立人の主張によると、木の切り株があったということでしたが、現在その切り株はありません。近くの圃場で農業をしている〇〇さんは、木の切り株があったのを覚えておられていて、参考人として立ち合いに参加していただきました。ただし、木の痕跡は残っておらず、その位置を確定するには至りませんでした。農業委員会としては、境界を決める目印等が何もなく、証人の証言も含めて明確な根拠もないので、境界がどの辺りに位置す

るのか確定することはできませんでした。これ以上仲介を行っても、農業委員会には境界を決める権限もなく、最終的には当人同士が納得しない限り境界は決められないので、農業委員会の仲介はこの日で打ち切りとしたことを、双方に納得していただきました。以上が報告になります。

議 長

はい、ありがとうございました。立会に参加された皆様ご苦労様でした。今回のような案件はあまりないとは思いますが、今後出た場合は参考にして頂ければと思います。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

3 番

㊞

4 番

㊞